埼電協第５６号
令和８年８月１７日

正　会　員　各　位

一般社団法人　埼玉県電業協会
会　　長　積　田　　優
事故防止対策委員長　矢　嶋　博　和
（公印省略）

令和８年度 工作物石綿事前調査者講習について(ご案内)

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2022 年 4 月より、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事において、事前調査の結果等を電子システムで届け出ることが義務化されました。また、2023 年 10 月からは建築物において有資格者による事前調査が義務付けられました。

そして今般、2026 年１月１日より【特定工作物】の解体・改修工事を行う際には、【工作物石綿事前調査者】による事前調査が義務付けられました。

特定工作物とは、炉設備や電気設備、配管及び貯蔵設備、さらにトンネルの天井板やプラットホームの上家などが該当します。一部の特定工作物は、一般もしくは特定建築物石綿含有建材調査者でも事前調査が可能ですが、炉設備や電気設備、配管及び貯蔵設備といった専門的な知識を必要とする特定工作物では【工作物石綿事前調査者】による事前調査が必須となります。

この度は一般財団法人日本環境衛生センター様の協力のもと、工作物石綿事前調査者講習を実施いたします。同社様は、厚生労働省から工作物石綿事前調査者講習の標準テキスト作成を受託した実績を持っており、本資格における知見は他講習機関と比較しても随一となります。

協会としてこの講習の受講料について１２，０００円の補助（１社２名まで）をいたします。
４ページ目の URL または QR コードより、９月１８日(金)までにお申し込みください。

記

【開催日】　2026 年 11 月 4 日(水)～11 月 5 日(木)　※２日間の連続受講となります。
【開始時間】　9：00（受付 8：30～）　終了は 17:00 頃予定　両日共通
【主催】　一般財団法人日本環境衛生センター
【場所】　埼玉建産連研修センター　103 会議室
【受講料】　30,000 円（税込）※委託先受講料 42,000 円より協会補助 12,000 円を引いた金額
《10%対象 42,000 円(内消費税 3,818 円)》
※お申し込み期限と同じく、９月１８日(金)までのお振込みでお願いいたします。
【受講資格】　別紙記載
【定員】　３０名　※定員になり次第締め切らせて頂きます。
【内容】　ライブと動画のハイブリッド形式による座学講義、修了考査
※資格取得には全ての講義を受講後に修了考査に合格することが必要です。
不合格の場合には再試験を受けることが可能です。
【持ち物】　筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）
自動車運転免許証等顔写真付きの公的身分証明書（２日目）

〈 振 込 先 〉

銀行・支店名 口座番号	埼玉りそな銀行　県庁支店　普通　0156023 武蔵野銀行　県庁前支店　普通　43636
口座名義	一般社団法人 埼玉県電業協会　会長　積田 優
登録番号	T7-0300-0501-5587

【資格取得の対象となる工作物について】

一部の特定工作物は、一般もしくは特定建築物石綿含有建材調査者でも事前調査が可能ですが、炉設備や電気設備、配管及び貯蔵設備といった専門的な知識を必要とする特定工作物では【工作物石綿事前調査者】による事前調査が必須となります（図の黄色い枠の部分)。

建築物内でも、機械室に設置されているボイラーや、受変電設備（キュービクル）等は「特定工作物」に該当し、工作物石綿事前調査者による事前調査が必要となります。そのため、ビル等の大型建築物、工業プラント等の解体・改修工事における作業を受託する場合でも、資格が必要となる可能性があります。

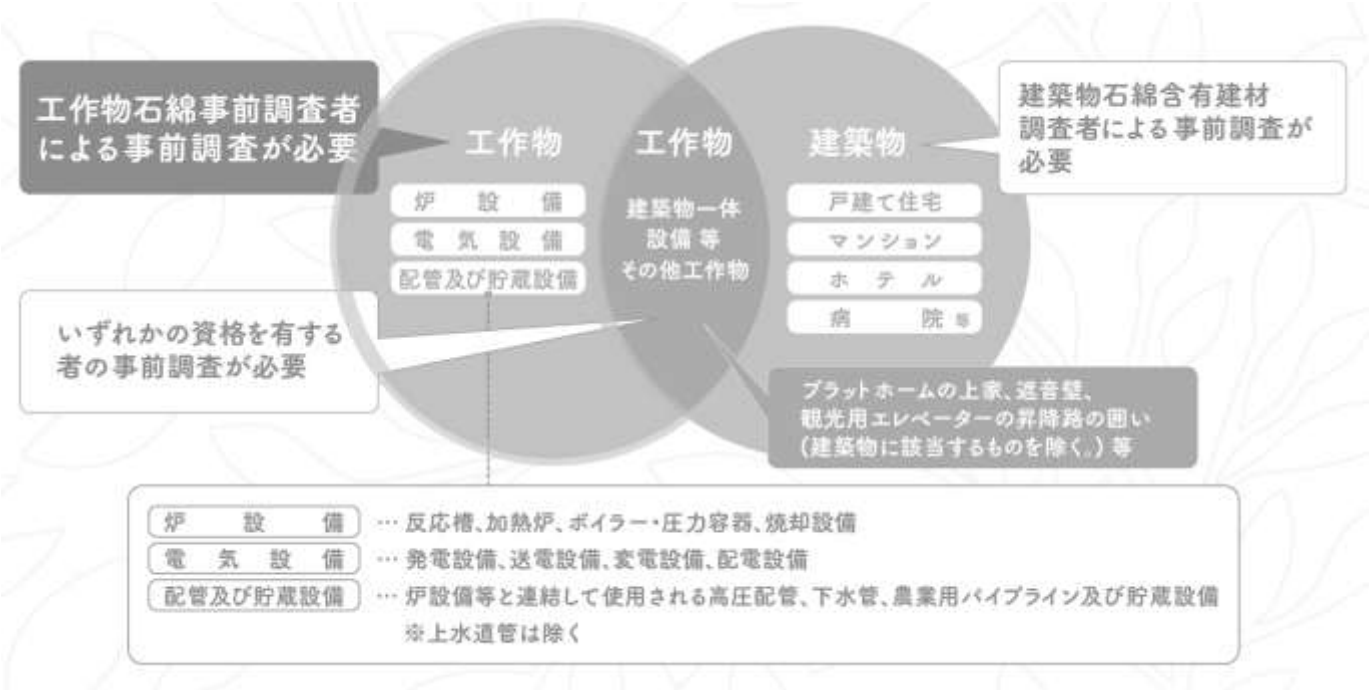

【時間割】（予定）※講義時間は前後する場合がございますので、予めご了承おきください。

講習日程	科目	時間
一日目	受付	8:30~
	第１講座①　工作物石綿事前調査に関する基礎知識①	9:00
	第１講座②　工作物石綿事前調査に関する基礎知識②	~
	第２講座　石綿使用に係る工作物図面調査	17:00
二日目	受付	8:30~
	第３講座　現場調査の実際と留意点（調査）	9:00
	第３講座　現場調査の実際と留意点（分析）	~
	第４講座　工作物石綿事前調査報告書の作成	15:50
	修了考査（マークシート方式）	15:50~16:50

【申込手続きの流れ】

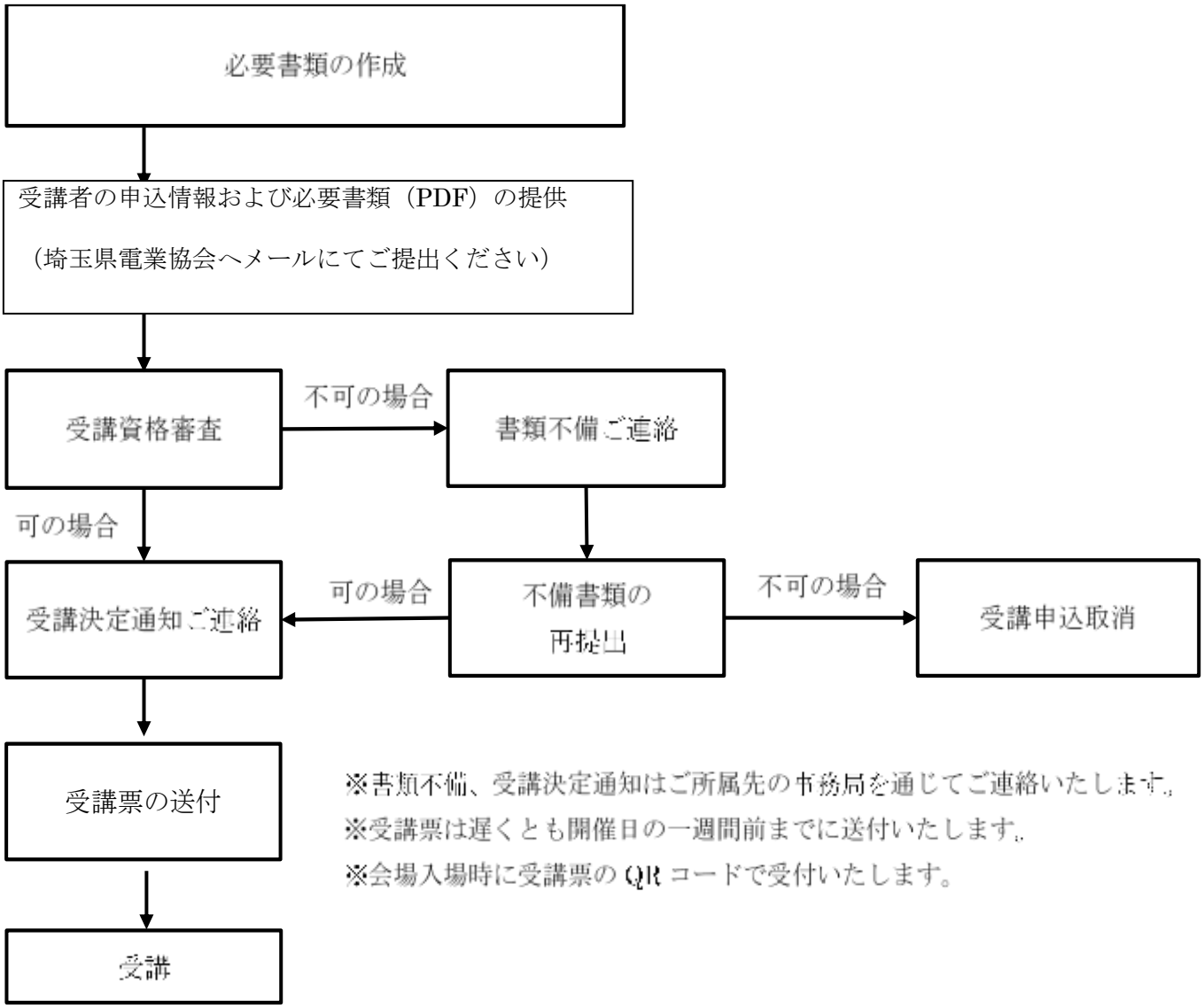

【申込方法】

① 下記の URL または QR コードよりお申し込みください。

【申込 URL】　https://business.form-mailer.jp/lp/ff104512361742

〈申込締切日：　９月１８日(金)〉

② 必要書類につきましては、ご準備いただけましたら埼玉県電業協会事務局へファイルを添付送信のほどお願いいたします。

メール提出先：jimu02@saidenkyo.jp

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊申込みに必要な書類一覧＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

受講の申込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって下表のとおりです。

受講資格区分番号	様式－1 (excel提出)	様式－2 実務経験証明書 (PDF 提出)	各種証明書 (PDF 提出)	承諾書	顔写真 (jpg･jpeg･png･bmp のいずれかの画像ファイルで提出)
1	○	○	卒業証明書	○	○ 画質が鮮明で無帽・無背景のもの デジタルカメラ・スマートフォンなどで撮影したものでも可
2		○	卒業証明書		
3		○	卒業証明書		
4		○	卒業証明書		
5		○	－		
6		○	－		
7		○	特定化学物質等作業主任者証		
8		－	石綿作業主任者技能講習修了証		
9		○	－		
10		○	－		
11		○	登録証		

※ 卒業証明書に工学に関する学科が明記されていない場合は、卒業証明書に加え、履修科目証明書または成績証明書のご提出をお願いいたします。
※ お申込み者が会社代表者の場合は、会社定款、事務所登録等、それを証明する書面のご提出をお願いいたします。
※ 建築物石綿含有建材調査者の方は、修了証の写しの添付をお願いいたします。

【受講資格】

受講資格 区分番号	学　　歴　　等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数：２年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が３年であるものに限り、同法による専門職大学の３年の前期課程を含む。）において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の工作物に関する 実務経験年数：３年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数：４年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する 実務経験年数：７年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	工作物に関する 実務経験年数：11 年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：２年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	工作物石綿事前調査に関する 実務経験年数：５年以上
8	石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：２年以上
11	作業環境測定士（※4）	工作物石綿事前調査に関する 実務経験年数：５年以上

【海外の大学で工学課程を卒業した方など 1~11 に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

※4 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)第 2 条第 4 号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう